住宅改修適正化研修

介護保険住宅改修と
宮崎市高齢者等居宅介護住宅改修補助事業
について

【基礎編】

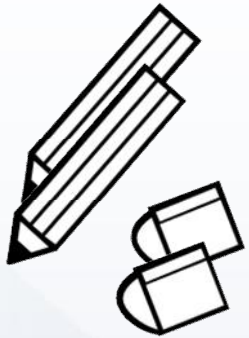

宮崎市介護保険課

介護保険における住宅改修の位置づけについて

段差の解消、手すりの設置などの改修工事を行い、福祉用具の導入や他の介護サービスなどと併せて、要支援・要介護者が安心して在宅で生活できるように支援する。

要支援・要介護者の在宅生活を考えるためには･･･

対象者の現在の能力を確認する（できる、できないを把握する）

⇩

対象者の自宅内環境の見直しを検討する（家具等の配置の変更、動作の見直し等）

⇩

福祉用具等の導入で対応できないか検討する
（宮崎市ホームページに掲載している住宅改修・福祉用具の手引きを参照）

⇩

住宅改修を検討する

対象工事種目

介護保険住宅改修	
手すりの取付け	20万円
段差の解消	20万円
滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	20万円
引き戸等への扉の取替え	20万円
洋式便器等への便器の取替え※	20万円

住宅改修補助事業			
手すりの取付け			20万円
段差の解消			20万円
滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更			20万円
引き戸等への扉の取替え			20万円
洋式便器等への便器の取替え※			20万円
移動・介護に必要なスペース確保			20万円
浴室改修	20万円	浴槽取替え	20万円
		給湯設備	10万円
		配管	5万円
		シャワー水栓	5万円
給水栓取替え			5万円

要支援１は対象外

※介護保険住宅改修・住宅改修補助事業あわせて２０万円まで

補助事業の対象工事種目（廃止および変更点）

住宅設備の種類	令和５年度 限度額			令和６年度 限度額		
階段昇降機	30万円			廃 止		
移動・介護に必要なスペース確保	30万円			20万円		
キッチン周り	30万円			廃 止		
浴室改修	30万円	浴槽取替え	20万円	20万円	浴槽取替え	20万円
		ユニットバス本体	30万円		ユニットバス本体	廃 止
		給湯設備	10万円		給湯設備	10万円
		配管	5万円		配管	5万円
		シャワー水栓	5万円		シャワー水栓	5万円
洗面台	20万円			廃 止		
給水栓取替え	5万円			5万円		
手すりの取付け	20万円			20万円		
段差の解消	30万円			20万円		
滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	20万円			20万円		
引き戸等への扉の取替え	20万円			20万円		
洋式便器等への便器の取替え	30万円			20万円		

廃止種目

階段昇降機

キッチン周り

ユニットバス本体

洗面台

限度額減額種目

移動・介護に必要なスペース確保

段差の解消

洋式便器等への便器の取替え

●便器の取替えについて

洋式便器等への便器の取替えの限度額は
介護保険と補助事業あわせて20万円となります。

●ユニットバスについて

「ユニットバス本体」の種目は廃止となりましたが、
ユニットバスの浴槽や床など、他の種目で対象となる部分があります。
ユニットバスの工事をする際は、見積書に加えて「ユニットバス見積内訳」を提出してください。

（見積書別紙）

ユニットバス見積内訳

項　目	金　額
浴　槽	円
床部分	円
手すり	円
戸	円
シャワー水栓	円
給湯設備	円
その他（天井・壁・ふた等）	円
計	円

住宅改修の概要

	介護保険住宅改修	住宅改修補助事業 （宮崎市高齢者等居宅介護住宅改修補助事業）
対象者	要支援・要介護認定者	要支援・要介護認定者で、 生計を一にする親族・同居人の 前年分所得税額の合計が7万円以下
給付(補助)率	9割～7割	課税状況により7段階(10割～4割)
限度額	１人の対象者に対して 20万円まで	１つの住宅に対して 合計20万円まで

住宅改修の概要

	介護保険住宅改修
対象者	要支援･要介護認定者
給付(補助)率	9割～7割
限度額	１人の対象者に対して 20万円まで

給付率	９割～７割 （自己負担１割～３割）

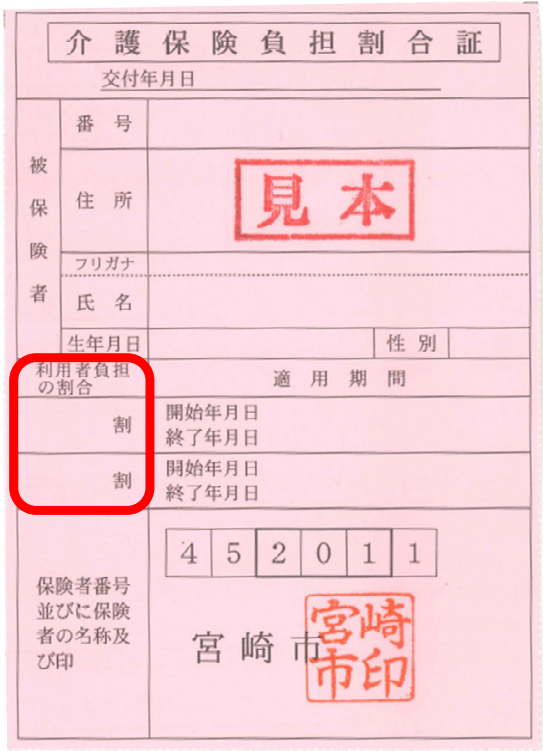

住宅改修の概要

	介護保険住宅改修	住宅改修補助事業 （宮崎市高齢者等居宅介護住宅改修補助事業）
対象者	要支援・要介護認定者	要支援・要介護認定者で、 生計を一にする親族・同居人の 前年分所得税額の合計が7万円以下
給付(補助)率	9割～7割	課税状況により7段階(10割～4割)
限度額	１人の対象者に対して 20万円まで	１つの住宅に対して 合計20万円まで

住宅改修の概要

税額等による世帯階層区分		補助率
A	生活保護世帯	１０割
B	市民税非課税・所得税非課税	９割
C	市民税課税・所得税非課税	８割
D	所得税額 1円以上　5,000円以下	７割
E	所得税額 5,001円以上　15,000円以下	６割
F	所得税額 15,001円以上　40,000円以下	５割
G	所得税額 40,001円以上　70,000円以下	４割

住宅改修補助事業
（宮崎市高齢者等居宅介護住宅改修補助事業）

要支援･要介護認定者で、
生計を一にする親族･同居人の
前年分所得税額の合計が7万円以下

課税状況により7段階(10割～４割)

１つの住宅に対して
合計20万円まで

限度額の考え方

介護保険住宅改修　　限度額20万円

例１

工事見積19万円、負担割合1割の場合

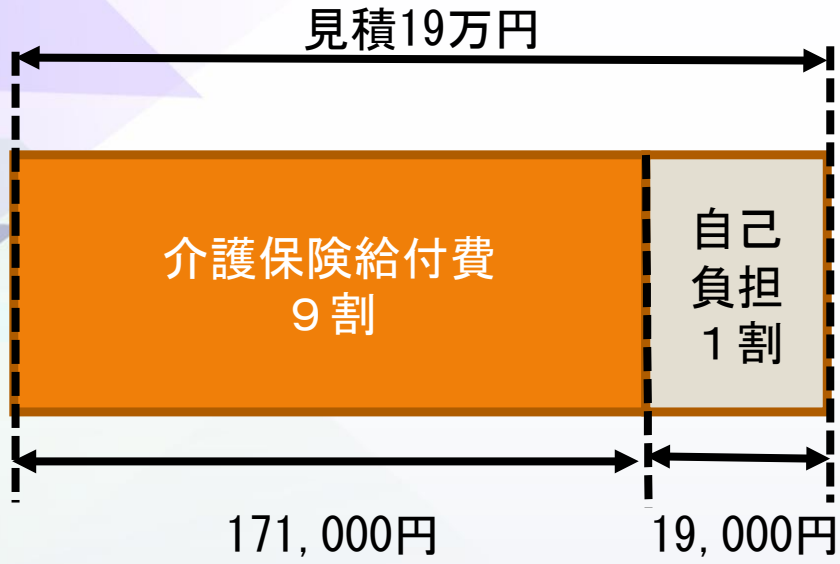

例２

工事見積21万円、負担割合2割の場合

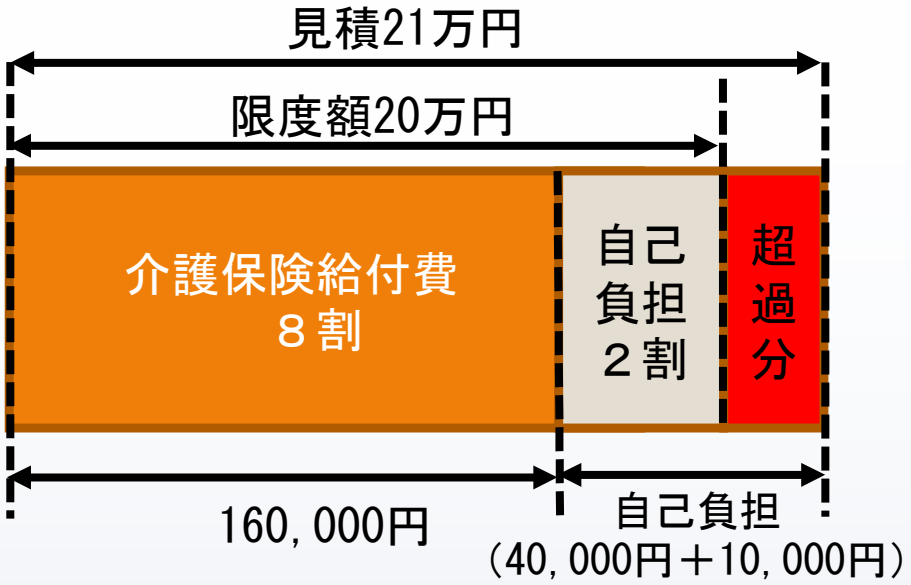

介護保険住宅改修費限度額の例外

①住所地リセット（転居した場合）

②介護度リセット（「介護の必要の程度」が３段階以上上がった場合）

支給可能残額があっても
限度額は20万円にリセット

①住所地リセット

例１ 住宅Ａから住宅Ｂへ転居した場合

住宅Ｂの住宅改修残額
20万円

５万円分の
住宅改修を実施

例２ 住宅Ａから住宅Ｂへ転居し、再度住宅Ａに転居した場合

住宅Ａの
住宅改修残額
15万円

５万円分の
住宅改修を実施

２万円分の
住宅改修を実施

過去の住宅Ａでの
改修実績を引き継ぐ

②介護の必要の程度によるリセット(介護度リセット)

○：リセット
×：リセット対象外

初めて行った住宅改修の着工日の要介護度	現在の要介護度					
	要支援1	要支援２ 要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
要支援1	×	×	×	○	○	○
要支援２ 要介護１	×	×	×	×	○	○
要介護２	×	×	×	×	×	○
要介護３	×	×	×	×	×	×
要介護４	×	×	×	×	×	×
要介護５	×	×	×	×	×	×

アンケートへのご回答をお願いします。

・アンケートへの回答受付をもって、
研修への参加完了とさせていただきます。

・研修動画は全部で４編あります。
「手続き・書類編」「事例編」「応用編」もご受講ください。

・アンケート内容は、
「基礎編」「手続き・書類編」「事例編」「応用編」
全て共通ですので、全て受講した後に１人１回だけ
ご回答ください。

【アンケート用ＱＲコード】

【アンケート用ＵＲＬ】https://logoform.jp/form/HxnK/796576